

## 社会福祉士は貧困問題にどう向き合うのか —2013年生活保護受給者の生活実態調査から—

### How does a Social Worker Face the Problem of Poverty?: The 2013 Survey on Living Conditions of Public Assistance Recipients

高木 博史\*  
Hiroshi TAKAGI

#### はじめに

2012年、2013年は芸能人親族の「生活保護受給問題」に端を発した生活保護制度に対する執拗なバッシング、そして、それを受けての一連の「生活保護制度改革」と必要以上の就労指導の強化が懸念される「生活困窮者自立支援法」が成立した。低所得者やその周辺といわれる人々にとってひじょうに厳しい社会的状況が生み出されたといってもいいだろう。

こうした状況の中で期待されるのはやはり社会福祉分野の充実である。一方で、国家資格として社会福祉の専門家として位置づけられてきた「社会福祉士」がどれだけ貧困問題や生活困窮者問題に対し真剣に向き合ってきたのかということ実はそれほど関心が向けられてこなかったといえる。なぜならば、たとえば、職能団体である日本社会福祉士会が日本弁護士連合会や日本司法書士連合会などと比較して貧困問題やそれに関する問題に対する発言や声明等も圧倒的に少なく、個別の問題としてとりこんでいたということはあっても必ずしも組織的にあるいは積極的にとりこんできたとはいえないからである。

とくに過去最大となる生活保護基準引き下げや生活保護法的大幅改正では、生活保護の申請時における窓口で書類の不備等による「追い返し」を

可能にする「水際作戦」、扶養義務の事実上の要件化などが懸念されている。まさに、日本国憲法第25条で「健康で文化的な最低限度の生活」を保障する「生存権」が危機に瀕している状況であるといえる。

本稿では、こうした状況を踏まえ社会福祉士が生活困窮者や貧困問題にどのように向き合っていけば良いのかということについて、当事者の声に耳を傾ける必要があるのではないかという視点から長野県の医療団体が実施した生活保護受給者生活実態調査を基にその方向性を見出していくことを目的としている。

#### 1. ソーシャルワーカーの国家資格としての「社会福祉士」

1987年に制定された「社会福祉士及び介護福祉士法」において、わが国で初めてソーシャルワーカーの国家資格である「社会福祉士」が誕生した。それまでも、自治体の生活保護業務等にあたる社会福祉主事には、大学や短期大学などで当時の厚生省が指定する3科目以上を履修していることという任用資格を課していたが、国家資格として位置づけられたものである。

この頃の時代背景は、介護問題が社会問題化し、有料老人ホームなどシルバー産業が介護保険制度

\*社会福祉学部助教

の成立を見据えて拡大してくる時代であり、民間営利企業も含めたシルバー産業の「相談指導業務の資質向上の社会的時代的要請」<sup>1)</sup>を受けたものとして創設されたものである。しかし、一方では、貨幣の価値に対して必ずしも実態がともなっていなかった「バブル経済」全盛期で多くの国民がその「好景気」に浮かれていた時代であったともいえ、この時点では貧困問題に対応する社会福祉士の姿はほとんど想定されていなかったといえる。それから、10年余りが経ち、「バブル経済」がはじけ長期の不景気の波が押し寄せ、そして、本格的に派遣労働が雇用形態の一つとして認知されるようになってきた。派遣労働は短期間の労働であるがゆえに、企業は景気によっていつでも「調整」できるものであり、多くの企業が採用しているがいわゆる「派遣切り」にあってしまうと次の職場がすぐに見つかればよいが、そうでない場合、たちまち生活困窮状況に陥ってしまう。こうして1990年代年後半～現在にかけて、貧困と格差が著しく拡大していく現在の状況が生み出されているのである。資格創設から20年余りを迎え、社会福祉分野の国家資格である社会福祉士を有する者は貧困と格差の問題に真摯に向き合っていかなければならない時代になってきたのである。

ここで、本稿における社会福祉士とソーシャルワーカーの関係について言及しておきたい。ソーシャルワーカーといわれる全ての者が社会福祉士であるというわけではない。社会福祉士でなくても、しっかりと当事者の抱える問題や思いに向きあい、そして寄り添い、ソーシャルワーカーとして活動する者も少なくない。これは、ソーシャルワーカーの資格がいわゆる「業務独占」の資格ではなく「名称独占」の資格であることに起因するがこの議論は別の機会に譲りたい。

一方で、社会福祉士という資格を持ちながら「自分はいったい何の専門家なのか？」という思いを持ちながら働いている者も多い現実がある。そうした葛藤に対するひとつの考え方を提示するという意味で、本稿は「社会福祉士」として貧困問題にどう向き合っていくのかということについて問題提起を試みることをめざしたものである。

本稿では、先述したような歴史的経緯を踏まえ社会福祉士がソーシャルワーカーをリードしていく存在であり、また、専門職であるということ

重視し、期待を込めて単にソーシャルワーカーと表記しても差し支えないところであっても、その担い手の代表格は「社会福祉士」と表記する。一方で、一般的には「ソーシャルワーカー」といわれることも多いが、現状としては必ずしも社会福祉士が主流というわけではなく一般行政職としての採用も少なくない生活保護等を担当する福祉事務所の職員については「ケースワーカー」と表記することとした。

次章では、ではこうした貧困問題に社会福祉士がどのようなスタンスで臨んできたのかについて検討していく。

## 2. 反貧困運動の広がり和社会福祉士

2008年末の年越し派遣村の取り組みは世間に貧困・格差問題が存在していることを広く社会的に周知した取り組みだったといえよう。実際、その後、各地で無料法律相談会などが取組まれ多重債務から生活苦に陥った人々の生活再建にとって大きな力となったことであろう。そのような意味では反貧困のとりくみは確実に広がってきたといえる。

一方でこうした反貧困運動の担い手は、弁護士や司法書士といった法律家が多く、実は社会福祉士は圧倒的に少ないといえる。筆者は、全国の反貧困運動の動向に関心を持って情報を収集しているが今日、頻繁に行われるようになった反貧困あるいは生活保護制度に関する学習会や相談会といったイベントや活動に対し、その職能団体である日本社会福祉士会などが積極的に後援をしていることはほとんどなく、また、各地に弁護士や司法書士といった法律家のネットワークは存在するが社会福祉士のネットワークは少なくとも組織化されている状況でないことから明らかである。

筆者は、その理由として社会福祉士の勤務形態・雇用形態が大きく影響しているのではないかと考える。社会福祉士として貧困問題や生活困窮者支援に日常的に、そして直接的に関わることとなる生活保護担当のケースワーカーを除けば、高齢者施設や障害者施設といったところでの勤務が多く、貧困問題に間接的なかかわりはあっても直接的なかかわりを持ってきたことは相対的に少ないといえる。また、独立して活動するいわゆる独

立型社会福祉士もいるが、生活困窮者を対象とした支援のみで収入を得ることはきわめて困難である。また、施設や機関に勤務しているとどうしても不規則な勤務となり、たとえば相談会などのイベントがあったとしても必ずしも時間を合わせられない、あるいは、休日であってもボランティアなどとして積極的に参加しようという気にはなれないということもあろう。一方で、独立開業形態の多い弁護士や司法書士といった専門職は比較的に時間の調整もしやすく、また、弁護士であれば審査請求を行い必要に応じて訴訟を行う、司法書士であれば多重債務の整理を行う、また両者とも法律上の手続きに精通し法的なアドバイスが可能であるといったところがこの領域でも中心的な役割を担っている理由であると考えられる。

実際にこの年越し派遣村も弁護士や司法書士、あるいは労働組合、生活困窮者支援の NPO などを中心となって企画したものだったが、少なくともこのとりくみにおいてとくに社会福祉士の動きが注目されたということにはなかった。また、反貧困運動は社会運動・政治運動的な側面が強く、地方自治体の議員などの働きかけに依存する運動なども少なくなく、必ずしも社会福祉士が専門的知識・技術をもって当事者と向き合ってきたというわけではない。

しかし、本来、社会福祉・社会保障領域である貧困問題については、社会福祉士は少なくとも最低限の知識・技術を習得しているはずである。たとえば現在の社会福祉士養成課程においては「低所得者に対する支援と生活保護制度」や「社会保障」といった科目、さらに加えて「成年後見と権利擁護」という科目については日本国憲法を含む法学の一般的知識、そして「現代社会と福祉」では、救貧事業から始まったといわれる社会福祉の歴史について、一通りあるいは専門的に学習することが求められており、また、場合によっては福祉事務所や生活困窮者支援を行う NPO 等へ実習に行く者もいる。

つまり、こうした貧困問題において社会福祉士がむしろ積極的に「かかわっていかねばならない」役割と期待がある一方で、これまでのとりくみがそれほど多くないために、「では、貧困問題において社会福祉士に何ができるのか？」ということについてはあまり議論されてこなかったこと

がこうした活動への参加への積極性を書かせてしまうことになっているのではないかと考えている。

### 3. 貧困問題において社会福祉士は何ができるのか

社会福祉士は「社会正義」を実現する専門職としてその倫理綱領には「人権と社会正義の原理」<sup>2)</sup>に則って実践を行っていくことを求められている。そして、「差別・貧困・抑圧・排除・暴力・環境破壊などのない、自由・平等・共生に基づく社会正義の実現」<sup>3)</sup>を目指すことが言明されている。

貧困問題、生活保護や「生存権」の問題は、この差別や貧困、あるいは排除、ときには暴力の問題と密接に結び付いており、また、一連の社会福祉基礎構造改革からの流れである介護保険、障害者自立支援法から障害者総合支援法への移行による市場化によって、サービス利用者の負担にともない生活困窮者がサービスを使えなくなるなど、もはや領域を超えた問題として認識をしなければならぬ古くて新しい問題ともいえるのである。

社会福祉士にとって貧困問題、生活保護、「生存権」の問題はまさに眼前に突き付けられている課題とも言えるであろう。

では、具体的に社会福祉士としてどのように貧困問題や生活保護の問題に向き合っていくのか。

一方で社会福祉士には何ができるのか。この領域は社会福祉・社会保障領域の一領域であるといえるのに社会福祉士の参加の少なさや関心が必ずしも高いとはいえないといった状況はこの問題に対して具体的に「何ができるのか」ということが抽象的で分かりにくいと感じているからではないだろうか。では、社会福祉士がこの問題において力を発揮することができることは何なのか、その具体的方法の一つとして「生活実態を明らかにすること」そしてそこから実践の方法を考えていくことを提案したい。

筆者は、社会福祉士は「生活相談」「生活分析」そして、「生活支援」の専門家であると考え。当事者に最も近いところで、その人の歩んできた人生や思い、そして生活の実態を知ることができる位置におり、そして、それを必要に応じて社会的に明らかにしていくことができる専門職である。誰でも、自分の生活実態について積極的に詳細に

語ることには抵抗があるだろう。生活実態を明らかにするという事は、当事者との日常的な信頼関係の構築や緻密なアセスメントが行わなければならない。社会福祉士は、まさに、こうした部分について専門的な知識と技術、経験を有する専門職であることを認識すれば、貧困問題へどのように向き合っていけばいいのかという道筋が見えてくるのではないだろうか。「当事者の声を集めるということ」これは、貧困問題に限らずどの領域にも共通した社会福祉士の目指すべき方向性ではないだろうか。では、「声」を出すことができない人々が対象であればどうであろうか。もちろん、社会福祉士が対象としている人々は「声」を形にできる人々ばかりではない。しかし、そうした時は「代弁者」として、むしろ、さらなるアセスメント能力を駆使し、当事者の状況や実態を「声」にしていくことが求められていることは言うまでもない。

#### 4. 長野県における生活保護受給者生活実態調査から

本稿では、前章で述べた社会福祉士の目指すべき方向性を実践から示唆した一つの成果としての長野県民主医療団連合会が実施した「2013年生活保護受給者の生活実態調査」<sup>4)</sup>から貧困問題や生活保護、あるいは「生存権」の在り方といったものについて考えていきたい。

##### 1) 調査概要

ここからは調査の結果に基づいて、ソーシャルワーカーの国家資格と位置付けられる社会福祉士がそれをどのようにとらえ、どのように考えていけばよいかということについて検討を進める。

調査は、長野県民主医療機関連合会に加盟する事業所の患者に対して行われた。有効回答数である67ケースという数はサンプル数として必ずしも十分であるとはいえないかもしれないが、当事者の声を聞き取りに丁寧に集めたという意味では貴重なデータといえる。

本稿ではデータとして表れている数字もさることながら、とくにこの調査で得られた多くの当事者の「声」に注目し、分析を進めていきたい。調査結果については、本稿では調査項目全ての結果

について記載するのではなく、調査結果の概要が分かるもの、または、本稿の趣旨に鑑み筆者が分析対象とする上で興味深い結果が得られているものを中心に記載していく。調査概要は以下のとおりである。

尚、割合(%)については四捨五入の処理を行っているために合計しても必ずしも100%とならないことをご了解いただきたい。

##### 【調査概要】

調査期間	2013年2月～3月
調査対象	民医連加盟事業所の患者で生活保護受給者
調査方法	聞き取り式
調査人数	67 (男性41、女性26 長野県)
平均年齢	63.6歳

##### 1) 本調査の結果から

###### (1) 基本的属性

まず、基本的な属性について性別と世帯構成についての結果について分析する<sup>5)</sup>。

表1 性別 (n=67)

性別	実数	%
男	41	62
女	26	38

(出典 長野県民主医療機関連合会 『すべての人が等しく尊重される社会のために 「2013年生活保護受給者の生活実態調査報告」』より筆者が作成)

性別については男性が多い結果となった。次に世帯構成についてである。

表2 世帯構成 (n=67)

世帯形態	実数	%
単身	42	63
夫婦のみ	11	16
親子	9	13
その他	5	8

(出典 表1に同じ)

世帯構成については、本調査の特徴の一つとして単身世帯がひじょうに多いことが挙げられる。平均年齢も既に述べたように63.6歳とやや高めであるが、高齢による病気などのリスクが高まる者が集まりやすい医療機関という性格上の問題を含んでいると考えられる。しかし、一方では、いわゆる「孤立死」にも直結しやすい、ある意味では社会的に最も弱い立場ともいえる生活保護を受給している単身高齢世帯の実態がどのようなものであるのかという視点から考える上では、多くの示唆を与えてくれるといえる。

## (2) 教養娯楽費

次に、日本国憲法で規定する「健康で文化的な生活」を営むためには一定の支出はあっても良いと考えられる教養娯楽費について見てみよう。もちろん調査項目はこれだけではないが生活保護受給者の生活実態を象徴的に指し示すものとしてきわめて興味深い数値が出ているといえるだろう<sup>6)</sup>。

表3 教養娯楽費 (n=67)

金額	実数	%
0円	31	46
1000円以下	4	6
2000円以下	5	7
3000円以下	5	7
10000円以下	5	7
10001円以上	2	3
記載なし・他	15	22

(出典 表1に同じ)

約5割の者が0円、3000円以下も含めると約7割であることを考えれば、多くの世帯で教養娯楽費はぎりぎりまで削られていると考えるのが妥当であるといえる。

表4 生活保護申請のきっかけ (n=61)

医療費
事故で入院、それまでの仕事ができなくなった。再就職先がなく生保申請
父親と二人暮らしだったが、父親が要介護状態になり、特養に入所。父親の年金があてにできなくなった 年金だけでは生活厳しい。切り詰めてもムリ

## (3) 被服費、食費、入浴、家賃、などの傾向について

衣食住に関しても、一通り言及しておく必要があるであろう。

まず、被服履物については、1年あたりの購入回数が3回以下が約7割である。被服購入はできるだけ控えているといえる。

食費については単身世帯で一カ月当たり3万円以下が約6割である。1日あたりに換算すると約1000円である。外食を1回でもするとすぐに1000円近くの支払いになってしまうため外食はできるだけ避ける、あるいは、1日1食~2食を抜いてなんとかしのいでいるという実態が見えてくる。

また、入浴回数については週2回以下が約7割といった状況である。光熱費を削るために入浴回数を減らしている現実がうかがえる。

また、約4割が家賃3万円以上4万円以下が最も多かったがこれは、単身世帯の生活保護世帯の住宅扶助の上限額がこの価格帯に属するからであると考えられる。

このように、多くの受給者は、一部でささやかな「生活保護は裕福」のような言説とは全く無縁のささやかな生活をしているあるいは強いられているといっても良いだろう。

以上、全てではないがこの調査で「数字」で示されたデータの部分について紹介を行ってきた。

## (4) 生活保護申請のきっかけ

(1)~(3)までが「数字で示されたもの」に対し、ここからは聞き取りによって分かってきたことについて分析を進めていきたい。そして、ある意味ではここからが今後、社会福祉士が、貧困問題とどのように向き合っていけば良いのかという道筋を示してくれるヒントとなる調査結果であるといえるだろう。61名から回答があった。次の表は「生活保護のきっかけ」についての問いに対するその回答である<sup>7)</sup>。

脳梗塞発症、体も壊し、貯金で生活していたが、夫のアルバイトもなくなり、再び病気にもなったため
病気になり収入がなくなった。家賃滞納して支払いが困難となり退居を勧告された。
東京の飲食店で働いていたが、その後ホームレス。故郷へ帰るため途中役場で支援を受けながら徒歩で移動中、現在の場所で倒れ、病院へ救急搬送。その病院のSWに紹介を受け、生活保護となった
うつ病により仕事ができなくなり、精神病院を受診したのがきっかけ
病気になって入院したこと
失業して車上生活をしていて、生活に困っていた時、知人に勧められた
病気が見つかり、仕事が出来なくなり収入が得られなくなった
無年金
慢性の高血圧になり、就労がドクターストップとなり収入が断たれたため
本人の介護負担が増え、内縁の夫が仕事を続けられなくなった
病気で働けなくなった
リストラにあい、寮にいたので住居がなくなった。生活費がなくなった
弟・実母の介護で貯金を使い果たし、3つ仕事を掛け持ちしても、自身の生活費の支払い・費用の捻出が困難になっていた。同時期に脳梗塞を発症し、仕事ができなくなり収入源が絶たれた
車上生活を通報され、警察から市役所に行けば500円ずつもらえると言われ、行ったら生活保護の相談に乗ってくれた。車は車検切れ
病気
糖尿病が悪化し、仕事が出来なくなって、子どもの養育費もママならなくなってきた時、学校の先生が薦めてくれた
人工透析が必要となった
夫が亡くなり女手一つで頑張ってきたが、退職で収入がなくなり、無年金だったため、民生委員が支援してくれた
リーマンショックで勤め先を解雇された。ハローワークに行ったが仕事がなく、住まいも失い、役所の生活保護担当課に行った
仕事を中断し、病院スタッフに連れてこられて入院したことがきっかけ
仕事を掛け持ちしながら母子3人で生活していたが、喘息ひどく仕事を辞めさせられ、うつを患い〇〇病院受診するも、未払いがあり診察してもらえず、市役所へ行かされた。そこでは働けど。たまたま(民医連)受診したところ、深刻な状況伝わり、SWの関わりで生保申請できた。生きている意味なく自殺考えていた。SWの関わりがなければ申請できなかった。
仕事がなく申請しようと思った。
病気になった時、収入・預金なく困った時
病気で仕事できなくなった
病気で働けなくなった
病気になって仕事ができなくなった
失業・病気・雇用保険切れ
体調不良→仕事できない→医療費支払い困難→病院に相談
長女が脳梗塞を発症し、後遺症が残ったため、定期受診や介護サービス利用が必要になった。父、心臓病のため廃業し年金収入だったので
仕事なくなった
体調を崩して受診し、経済的に入院が難しく、無低診を使い、その後生保申請に至った
病気になって、収入もなく工夫ができなくなった。

仕事がなくなり生活できなくなった。
内装業自営が15年ほど前に廃業、10年前に神経ベーチェットになり離婚。それ以降生活保護
会社を解雇され収入がなくなったため
民商の知人が教えてくれた
病気をして働けなくなった
脳疾患の後遺症で高次脳機能障害で仕事できなくなった
自宅が火事で全焼、父と子を亡くす。それから解離性障害となり、度々意識消失するため働くことができず、しばらくは貯金を崩すなどしていたが、お金も底をつき生保申請となった
病気で働けなくなった
娘が嫁ぐにあたり、両親の収入がほとんどなかったため申請。娘も両親を養いながら結婚生活を送るほど余裕はない
失業してアパート追われ、ハローワークからSOS ネット相談室紹介され、そこで申請にいっしょに行ってもらった。
仕事ができなくなった
病気で倒れて仕事ができなくなった
年金受給にあたり、額が少ないため、年金だけでは生活ができないと感じたから
子どもがうつ病になり、仕事を継続できなくなった
病気をきっかけに働けなくなった
病気をして入院したこと
年金は少なく、知人の畑仕事を手伝っていたが知人が亡くなってしまい手伝えなくなった
入院して手術をした際に、仕事を続ける困難となるため申請
会社をリストラされ、預貯金等資金が亡くなり生活できなくなったから
心筋梗塞を発症したから。収入がなくなった。
長男が離婚し、孫たち3人養育していたが、長男がアル中で暴力を振るうため、別居となり生保申請
食べるお金がなくなった、仕事を辞めて食料品の購入・家賃支払いができなくなった。低額給付もらったことで生保受ける気持ちが定まった
体調を崩し働けなくなった（土建）、一年位収入がなく、家賃が払えず兄弟に援助してもらった。兄弟もそれぞれ生活があり頼れなくなった
清掃や食堂で働いていたが、けがをして働けなくなった。年金はかけていたが年数が足りず、年金もらえず申請
75歳で仕事ができなくなった

（出典 長野県民主医療機関連合会『すべての人が等しく尊重される社会のために 「2013年生活保護受給者の生活実態調査報告」』21-22頁）

上記の表から明らかとなったことは、そのほとんどが病気・事故・失業・介護といった誰にでも起こり得るリスクであり、要因として複合的に絡み合い生活保護申請に至っている場合が多いことである。

社会福祉士が活動を行っていく際には、こうした実態をどのようにとらえていくのかを考える必

要がある。社会福祉士の間にも「生活保護に落ちないように」という言い方をする者は少なくなく、どうすれば生活保護を使わずに支援ができるかということを優先して考える者も存在する。しかし、必ずしも予期できるリスクではなくむしろそれが困難な場合が多いということ踏まえれば、積極的にこの制度を使うことも選択肢として必要であ

ることが分かるのではないだろうか。そして、それが「自立の助長」を謳った生活保護法の理念にも通じることである。

しかし、現状はかなり高齢になっても仕事を探すように「助言」したり、「指導」を行う行政窓口

のケースワーカーも多い。現実には30歳を超えるあたりから仕事(求人)は徐々に減っていつているにもかかわらずこうした「支援」が行われていることを立ち止まって考える必要があるのではないだろうか。

表5 生活保護を受給してよかったこと (n=59)

通院できる
医療援助がうけられること
ありません
灯油券が使えるようになった
自分も支えてくれている娘も安心できた
生活に不安がなくなった
金額の高低よりも生活できたこと有難かった、生活再建のきっかけになった
生きていける
思ったことない
それまでの低賃金労働の生活よりはゆとりがある、心不全を抱えてしまったため医療費の保障が得られる
最低限の生活ができるようになった
わからない
病院に入院できたこと
医療費がかからないことだけ
医療費負担がなくなったこと
医療費がかからなくなった、生活が安定した
医療費の心配しなくてよくなった、働いても働いても支払いに追われていたが、受給してから切迫した生活から解放された
CW が親身に話を聞いてくれて対応してくれた
決まって振り込まれるので安定感ある
定期的にお金が入ってくる
衣食住は賄え、生命は維持できる
無年金状態から、定期的にお金が入ってくるようになったこと
セイフティーネット、無年金なので受給できて良かった
病院受診など心身面で安心することが出来た
働けないが、なんとか生きのびていくことができる
支払いができるようになった
就業できないが、なんとか生活できている。医療がうけられるようになった
医療に欠かせずかかれる
生活が安定した、計画が立てられるようになった
生活していくためのお金が手に入る
生活ができる
ほとんどない
受診や介護サービス利用できたこと



生きてこれた
医療費の心配せずに病院に行ける
収入ない中で、お金の心配なく生活できる
生活が何とか役にたつ
収入なくても生活できる
わからない
生きていかれる
なし
節約ができるようになった
生活がいっぱいいっぱいだが、楽になった
とりあえず生活がおくれる
飢え死にしないで済んだ
医療費がかからなくなった
何とか食べるものがあり生きていられる
特になし
居住費・医療費の保障があること、光熱費滞納でライフラインを停止される心配がなくなった
とくにない
何とか生活できている
ご飯を食べられるようになった
病気をして入院し、退院後も通院の必要があるので助かっている
お金がなくて困っていたから、本当に助かった
何もない
医療費負担がない
病気があるので安心して病院に通える
医療費を出してもらって申し訳ないと感じる、ありがたいと思う
生活していける、税金・病院のお金などを支払わなくて良くなった

(出典 長野県民主医療機関連合会『すべての人が等しく尊重される社会のために 「2013年生活保護受給者の生活実態調査報告」』23-24頁)

##### (5)生活保護を受給してよかったこと

次に「生活保護を受給してよかったこと」について分析を進めていきたい。この設問に対しては59名から回答をもらっている<sup>8)</sup>。

この設問において多かった回答は「お金の心配をせずに医療が受けられる」という趣旨の回答である。経済的に困窮してしまうと医療費が心配で病院にかからずに悪化というケースも想定できる。また、収入が安定することで生活再建のきっかけになったという声もある。また、毎日の食事が確

保できるようになることで、安心感を持つことができたといえるだろう。まず、きちんとした食事が取れ、健康であること、あるいは、安心して医療が受けられることが生活を営んでいく上での前提となっていることがうかがえ、生活保護が生活基盤の安定に大きな役割を果たしていることが分かる。

一方で、「何もない」とか「ない」といった者も数名ではあるが存在している。このことについては次の「生活保護を受給して悪かったこと」と併せて考えてみたい。

表6 生活保護を受給して悪かったこと (n=60)

車なく仕事なくす。道具運べない
生保の基準や決められている内容があいまい、コンタクトレンズ割れたが「贅沢品、支給の対象外」と言われた。時代遅れ、時代に合わせて考えるべき
年金との差額2万円しか出なくて、その割に色々制限がある
周りの人が年金もらっているのに、生活保護もらうこと責められる。言われて切ない
まだわからない
特になし
なし
人の働いたお金を使っている事、人間道に外れていると感じる
収入によってもらえる額が変わるので、生計予定たてにくい
車の所持など規制がある（自分は免許がないので不自由はない）
移動の手段が限られる、担当ケースワーカーの対応が悪い時があった
わからない
月に一度お金をもらいにいくと、担当の人が上からモノを言う
体さへ悪くならなければ生保に頼らず、車を持って生活でき、今の最低限の生活から抜け出せたのに支給額が少ない、担当者によって厳しい対応
災害にあった人を助けたいと思うが、それができない
なし
いつも引け目を感じる、買い物していても人からどう思われるか常に気になる
なし
車が持てない、金額が少ない
周りから白い目で見られた、友達から「うちの税金、お前なんかやりにやらない」といわれた
車持てず、行動範囲がかなり狭くなった。社会の風潮もあり、生活保護受給していると言えない
最初のころは、生活を監視されているようで窮屈に感じた
受給していること公けに出来ない。周囲には年金生活と言っている。申請にあたりプライバシー（生い立ち・過去のこと）をいろいろ聞かれて嫌な思いをした
マスコミの報道などで心をチクチク刺される思い
役所の訪問時など、世間からの差別の目を気にしてしまう。自由がない。
とくにない
制約が多すぎる、対外的に受給していると言えない
「保護受けている」と差別
足りない。制度の説明が不足、知らずにやってしまったことを咎められても困る
とくにない
制約が多すぎる、対外的に受給していると言えない
「保護受けている」と差別
足りない。制度の説明が不足、知らずにやってしまったことを咎められても困る
とくにない
負い目感じる、仕方がないと思うが情けない、心理的に付き合いができなくなっている
市担当者の対応が横柄
べつにない

申し訳ないと思う
生活保護＝悪とされてスティグマ化されている。インターネット上に実名で被保護者であることが出てしまい、個人情報を守られていない
世間的に差別がある
楽しい事、楽しみがない。自由になるお金がない
特になし
役所の人が親切ではない
何もない、言うてはいけないと思う、皆の血税で生かしてもらっている
肩身が狭く感じる。生保を受給することは自分の田舎では恥だった。今自分が受給している事は精神的につらい
自分を抑え過ぎてしまう性格になった（金銭的な面で足りなくなるという不安から）。親戚から悪口・文句を言われる。
なし
親戚から「恥知らず」と言われた。「結婚せずに親の面倒みる」と言われた
まわりの目
葬儀に行かれない、「行かなくても仕方ない」とCWに言われたこと。お金が足りなくなってしまう、少しの余裕が確保できない、相続のお金をまるまる生保に返した
市の担当者と揉めた
特になし
申し訳ない気持ち・卑屈な気持ちを持つてしまうこと
特にない、十分
特になし
生活保護のことは友人にも話していない、病院に行くときも言いづらい、医師の対応も違う
特になし
病院に行く時は、その都度電話しなければいけないこと
周囲から間接的に批判される
肩身が狭い気がする
働くところがあれば働きたい、周りの目が気になる、情けないと思う
特になし
なし

（出典 長野県民主医療機関連合会『すべての人が等しく尊重される社会のために 「2013年生活保護受給者の生活実態調査報告」』24-25頁）

## (6)生活保護を受給して悪かったこと

次に「生活保護受給して悪かったこと」の問いについての回答である。この設問に対する結果は、社会正義を標榜する社会福祉士にとって最も重要な示唆を与えていると考えられる。この設問には、60名から回答をもらっている<sup>9)</sup>。

このように生活保護に対する周囲の偏見や差別

的態度については多くの者が言及している。また、生活保護ケースワーカーの受給者に対する態度など資質の問題も浮かび上がってきているといえるだろう。

社会福祉士として、この問題を考えるときにはやはり倫理綱領を踏まえなければならないだろう。既に述べたように、倫理綱領には、社会正義の理念を実現するために差別や貧困のない社会を目指

しているはずである。しかし、現実には、担当者による「差別的態度」や「権利」であるはずの「生存権」を主張することさえもはばかられる実態が存在しているのである。まずは、このような実態に真摯に向き合うことが求められているだろう。

## 5. 社会福祉士として当事者の声に向きあうということ

本調査の結果の分析を通し、本稿の「社会福祉士は貧困問題にどう向き合うのか」というテーマに一つの道筋が示されたといえるだろう。それは、「当事者の声」から実践を考えていく必要性である。今日、生活保護バッシングが強くなっているといわれているが、では当事者はどのように考えているのか、あるいはどのように感じているのかということに寄り添わなければ、活動の方向性は見えてこないのではないだろうか。

調査結果からも示されているように、貧困問題対策の切り札ともいえる生活保護制度をについて利用にあたり、病気や失業、事故といった誰もが遭遇しうる困難を抱え、生活を営んでいかなければならないこと、あるいは、「生存権」は憲法で保障された権利であるにもかかわらず、生活保護受給に対して根強い差別や偏見が残っていることなどの「生き辛さ」を当事者の方たちと共有することが大切なのではないだろうか。倫理綱領で社会正義の実現を標榜している社会福祉士は「聞き取り」の回答の中にあられている当事者が差別や偏見の目に晒されていることを認識すべきである。そして、そうした「生き辛さ」を丁寧にアセスメントを行ってこそそれが社会福祉士にできる貧困問題に対する向き合い方といえる。

社会福祉士の職能団体である日本社会福祉士会が監修し、社会福祉士の仕事について紹介ガイドブック『社会福祉士まるごとガイド』には「行政機関の福祉担当窓口や、さまざまな福祉施設、民間企業などで、すべての利用者が適切な福祉サービスを受けられるように相談援助に当たり、市民の権利を守る『ソーシャルワーカー』の国家資格<sup>10)</sup>と紹介されている。また、同団体が発行するリーフレット<sup>11)</sup>には「つなぐ」「ささえる」「まもる」という言葉が記されている。「つなぐ」とは社会福祉士のもっとも重要と認識されている連絡・調整

機能であり、生活問題を抱えた当事者を様々な社会資源とつなげていくというものである。「ささえる」とは「生活支援」、そして「守る」とは「権利擁護」を示している。

しかし、筆者は本当にそれだけでよいのかという疑問を持ち、これに「つくる」と「変える」を付け加えたい。社会資源とつなげるといってもサービスのつなぎ先がなかったらどうするのか、単なるコーディネーターとしての「専門性」には早い段階で訪れる限界があるであろう。そのようなときには自らサービスを作り出さなければならない。しかし、そのためにはサービス利用者の生活実態と真摯に向き合い、緻密な生活実態のアセスメントに基づき、それを言語化し、社会に向けて発信したり表現する力が求められているのである。そして、それは、必ずしも個人の問題だけに完結するものでなく社会構造との密接な関係があるということが認識されなくてはならない。そうでなければ、「今、何が足りていないのか、そして公的責任として保障すべきものは何なのか」ということが見えてこないからである。そのことを意識することが「新しいサービス」を創造する原動力になるのである。また、「つくる」には単に「新しいサービス」を創り出すという意味のみにとどまらず、誰もが暮らしやすい社会のために当事者の声を伝え、時には代弁することによって世論形成を図っていく啓発活動も含まれている。

そして、こうした活動を通して社会が「変わって」いくのだという道筋を示すためにも、そのための知識、技術といった専門性が社会福祉士には求められているのではないだろうか。

本稿を通して一部ではあるが生活保護受給当事者の生活実態が明らかになったといえよう。生活実態に向き合い、それを当事者とともに社会的に明らかにしていくことが今日社会福祉士に求められている。

## おわりに

昨年末、生活保護法の改正と生活困窮者自立支援法が成立した。生活保護法の改正は事実上の扶養義務の義務化、申請手続きの厳格化が大きな柱であり、生活困窮者自立支援法案は「就労支援」「中間的就労」が大きな柱である。しかし、実態と

しては、窓口での申請書さえ渡そうとしない「水際作戦」が横行し、60歳を過ぎた者に対しても「稼働年齢」だからといって「働け、働け」という強い圧力がかかることが懸念される。現状において、こうした法律の施行が現実となり、より厳しい環境を生み出すのではないだろうか。

生活困窮者自立支援法によって「事業」として一定の予算が確保されるようであるが、「生存権保障は公的責任である」という問題意識を持たず、安易に「予算」が付くからといってこうした事業の担い手になり、生活困窮者は「就労」することこそが最優先課題として位置づけるような支援になってしまうことは、「自立の助長」を標榜し生活の基盤を作り自立をめざそうとする生活保護法の理念とは相いれない本末転倒の事態になることを懸念する。特に、「ブラック企業」といわれる過酷な労働条件下で働かされる企業が社会問題化する中で、生活保護からの「脱却」あるいは生活保護に「落ちない」ように利用され、場合によっては「生活訓練」と称し半ば「ボランティア」のように最低賃金以下でも働いてもらうことができる「中間的就労」の課題は大きい。

社会福祉士として今こそ「倫理綱領」の理念に立ち戻り今後の動向を注視し、「生存権」の危機にどう向き合っていくのかを改めて問い直さなければならぬ。

### 付記

本稿は、2013年に開催された長野県社会福祉士会主催の福祉まるごと学会イベント及び福祉まるごと学会において提言者、シンポジストとして報告した原稿に加筆修正を加えたものである。

### 注

- 1) 小惊喜一郎「第2部 第1章 社会福祉士の評価」宮田和明・加藤幸雄・牧野忠康・柿本誠・小惊喜一郎編集『社会福祉専門職論』中央法規、2007年、107頁
- 2) 社団法人日本社会福祉士会編『改訂 社会福祉士の倫理 倫理綱領実践ガイドブック』中央法

- 規、2009年、16頁
- 3) 同、17頁
- 4) 2012年から吹き荒れた執拗な生活保護バッシングと生活保護基準の引き下げを前提とした「改革」に対して長野県民主医療団体連合会が、県内の事業所関連の生活保護を受給している患者の生活実態を把握するために実施した調査の結果が『すべての人が等しく尊重される社会のために「2013年生活保護受給者の生活実態調査報告』』としてまとめられている。本稿では、特に「当事者の声」の部分を中心に考察対象としている。
- 5) 長野県民主医療連合会『すべての人が等しく尊重される社会のために 「2013年生活保護受給者の生活実態調査報告』』2013年、9-10頁
- 6) 同、13頁
- 7) 同、21-22頁
- 8) 同、23-24頁
- 9) 同、24-25頁
- 10) 日本社会福祉士会監修『社会福祉士まるごとガイド 第3版』ミネルヴァ書房、2009年
- 11) 日本社会福祉士会『社会福祉士（リーフレット）』

### 参考文献・資料

- 宮田和明・加藤幸雄・牧野忠康・柿本誠・小惊喜一郎編集『社会福祉専門職論』中央法規、2007年  
 年越し派遣村実行委員会編『派遣村 国を動かした6日間』毎日新聞社、2009年  
 社団法人日本社会福祉士会編『改訂 社会福祉士の倫理 倫理綱領実践ガイドブック』中央法規、2009年  
 長野県民主医療連合会『すべての人が等しく尊重される社会のために 「2013年生活保護受給者の生活実態調査報告』』2013年  
 生活保護問題対策全国会議編『間違いだらけの生活保護バッシング -Q&A- でわかる生活保護の誤解と利用者の実像』明石書店  
 高木博史『葛藤する福祉現場 一福祉の理想と現実30話』本の泉社、2005年